(631)

目

次

則

規

例に関する条例施行規則 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特

示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

岐

県営土地改良事業計画の決定

落札者等に関する公示

道路の供用開始

示

道路の区域変更

保安林に指定する予定である旨の通知

同 道 同 路 維 持 課)六四〇)六三五

)六四〇

(環境生活政策課) (農地整備課) 六四二 六四〇

> 千 六 百 八

> > +

号

第

平成二十七年九 月 八 日

則

規

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則を

ここに公布する。

平成二十七年九月八日

(税

務

課) 六三二

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第百五号

(治

Щ

課) 六三四

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関 する条例 (平成二十七年岐阜県条例第七号。以下「条例」という。) の施行に関し必

要な事項を定めるものとする。

(工業技術研究所) 六四三

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (法人の事業税の不均一課税に係る認定の申請等)

第三条 条例第三条第一項に規定する同項各号に掲げる要件の全てを満たす法人として の認定及び消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人としての認定の申 請は、不均一課税を受けようとする各事業年度終了の日から一月以内に、それぞれ別

2 る書類を添付しなければならない 記様式による申請書を知事に提出することにより行わなければならない。 前項の申請書には、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め

条例第三条第一項各号に掲げる要件の全てを満たす法人としての認定 次に掲げ

発行

平成二十七年九月八日

毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

で言葉

- 下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであることを証する書類イー条例第三条第一項第一号に規定する資本金の額若しくは出資金の額が一億円以
- **所であることを証する書類** 口 条例第三条第一項第二号に規定する事務所及び事業所の全てが消防団協力事業
- の数が一人以上であることを証する書類ハー条例第三条第一項第三号に規定する役員及び使用人のうち、消防団員である者
- れらに準ずるものが整備されていることを証する書類 条例第三条第一項第四号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他こ
- ホーイから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- る書類 一 消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人としての認定 次に掲げ
- **業安定所長が発行するもの 一各事業年度の終了の日における雇用保険の被保険者の数を証する書類で公共職**
- **張の写し** 含まれる場合は、同号の使用人の数を証する労働者名簿及び雇用保険被保険者台口 イに掲げる書類の被保険者の数に条例第三条第一項第三号の使用人以外の者が
- の数を証する書類(八)条例第三条第一項第三号に規定する役員及び使用人のうち、消防団員である者)
- 二(イから八までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

岐

- のとする。 その旨を当該認定の申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するも3.知事は、第一項の認定をしたとき、又は同項の認定をしない旨の決定をしたときは、
- | る県税事務所長にその旨を通知するものとする。| 4 知事は、第一項の認定をしたときは、速やかに、申請者の事業税の課税地を所管す
- (個人の事業税の不均一課税に係る認定の申請等)
- 場合にあっては平成三十年三月十五日までに、それぞれ別記様式による申請書を知事二十九年三月十五日までに、平成三十年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては平成の認定及び消防団員である者の数の割合が十分の一以上である個人としての認定の申第四条 条例第四条第一項に規定する同項各号に掲げる要件の全てを満たす個人として

に提出することにより行わなければならない。

2

- る書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
- **・ドルル゙** 条例第四条第一項各号に掲げる要件の全てを満たす個人としての認定(次に掲げ)
- **所であることを証する書類** イ 条例第四条第一項第一号に規定する事務所及び事業所の全てが消防団協力事業
- の数が一人以上であることを証する書類条例第四条第一項第二号に規定する個人及び使用人のうち、消防団員である者
- れらに準ずるものが整備されていることを証する書類、 条例第四条第一項第三号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他こ
- **二 イから八までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類**
- 一 消防団員である者の数の割合が十分の一以上である個人としての認定 次に掲げ
- イ(当該年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日における雇用保険の被保険)

者の数を証する書類で公共職業安定所長が発行するもの

- 含まれる場合は、同号の使用人の数を証する労働者名簿及び雇用保険被保険者台口(イに掲げる書類の被保険者の数に条例第四条第一項第二号の使用人以外の者が
- **発着の牧を正ける計項** 八 条例第四条第一項第二号に規定する使用人のうち、青色事業専従者又は事業専
- 二(条例第四条第一項第二号に規定する個人及び使用人のうち、消防団員である者)従者の数を証する書類
- ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

の数を証する書類

前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

附則

3

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式 (用紙日本工業規格A4) (第3条、第4条関係)

		消	防団	協力	事	(所の	支援の	ための	事業	说の不	下均-	一課和	说に係	る認	定申	請書	•			
	岐阜県统	知事 梯	ĖK													年	Ē	月		日
申	事業所の	の所在地	ķ																	
清	住所 (们	固人のみ	+)																	
者	氏名又	は名称								印	1	電話	番号	())				
	支阜県消 規定する																	第4条	条第	項
	県内の 又 は				所				在				坩	1			事業 の 交			
.																				
・ 多 折 フ																				
な事業																				
事務所又は事業所の状況																				
兄				·	消防	方団員	である	者の数	t											人
	法人	条例			条所	-	ひ 員	第で				の	する総数							人
	個人	条 例 県内	事業	4 所に	系 : おし	第八て事	1 項	第 2 行う(2 号 固人及	に なび(5	規 吏用	足σ	す る)総数	7						
Ĭ	肖防団活動 (該当する						3 -	号に規	におい 定す のを	る労働	助契約	約又I	は労働							
F	申請に係る	ス重業年	■	71十名	E	法人				年	J	Ħ	日か	16	年		月	日	まで	
_		ᇰᇴᆓᄀ	132,7	, IO. T	r'	個人										年				
(以下、法 業年度の				_															

る場合のみ記載すること。

字西ケ洞八一六の六 高山市朝日町大廣字タキノ平八一一の一、字ウルシ洞八一五の一二、八一五の一四、

告

示

二指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐に係る伐採種は、定めない
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百二十二号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

瑞浪市稲津町小里字水晶堀二四五五の二、二四五六の二

= 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 平成27年9月8日 Ξ

3 立木の伐採の限度 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に

岐阜県告示第五百二十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

指定の目的 下呂市馬瀬堀之内字水上洞六九二の一、六九二の三

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百二十四号

(635)

一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市国府町宮地字宮谷一九四四の二

保安林として指定された目的

水源の涵養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十五号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県告示第五百二十六号

Ξ

変更後の指定施業要件

(636)

保安林として指定された目的 水源の涵養 高山市上宝町下佐谷字岩ケ谷二七五の三から二七五の一〇まで、二七八、二七九

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐

す る。

古 田

岐阜県知事

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 恵那市長島町久須見字銭神一〇〇八、一〇一〇の八

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百二十七号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 恵那市東野字白坂一八七三の三四

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 岐阜県告示第五百二十八号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

恵那市東野字保古山二三九〇の一一、二三九〇の一六

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

岐阜県告示第五百二十九号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 恵那市東野字番屋二三〇〇の

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十号

する。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

恵那市上矢作町字奥達原一一七一の三五

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

第2680号

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

岐阜県告示第五百三十一号

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

<u>(-)</u> 中切字峠ケ洞二〇五九 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下呂市萩原町桜洞字六郎洞一七三一の一、金山町中切字ヤケン二〇二の二、馬瀬

保安林として指定された目的

水源の涵養

 (\equiv)

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐とし伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

<u>-</u> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

> 局洞一六一〇の一、一六一〇の二 一、六三一の三から六三一の七まで、六三二、馬瀬名丸字長畑一五八七の八、字大

下呂市門和佐字岩苔二八〇、火打字大棚山六九八、馬瀬川上字ヤタガ平六三一の

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

 (\equiv)

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐とし伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備 次のとおりとする。

え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十二号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市乗政字欠ケ平二六二三の一

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

岐阜県告示第五百三十三号

す る。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐

切字ヤケン二〇二の 下呂市三ツ淵字小平六七一の四、萩原町桜洞字花ケ尾一七四二の一五五、金山町中

- 二 保安林として指定された目的
- 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

岐阜県告示第五百三十四号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

海津市南濃町庭田字奥谷一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五三の七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十五号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 類の道 種路

路 線 名

X

間

別前変区 後更域

ル(メート -員敷 地 の幅

> 備 考

する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

可児郡御嵩町御嵩字南山ニー九二のニー

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

Ξ

- 1 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に

類の道

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百三十六号

岐

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

県

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

県道 大岐 野阜 線

六番一地先から岐阜市正木字貴船

四番四地先まで同 市同 字同 一七

_ 八 <u>=</u>

前 後 Ç <u></u> <u></u> た一 た 一

岐阜県告示第五百三十七号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

道	路線名					
八篠百津原線						
一一二四番二一地先まで 同郡同町同字同 一一二四番三八地先から	区間					
一 四 八 0	ル (延 (メー ト長					
= 平 • 成 ↑	の期日					
八 章 平 • 成 =	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考					

公

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非 五

報

の規定により次のとおり公示する。

岐阜県知事 古

田

特定非営利活動法人の名称 申 請 の あった年月日 平成二十七年八月十二日 特定非営利活動法人エヌエスネット

Ξ の 氏 北川 健司

四 五 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、自然体験活動が青少年の人格形成に与え 岐阜県岐阜市西野町七丁目北町五番地

自然体験活動の推進及び自然体験活動指導者の人材を育 その活動の場の地域振興に寄与することを理念として、 分配慮した良質な自然体験活動の場を提供するとともに 成する事業を行うことを目的とする。 る影響が大きいことを認識し、その為には自然環境に十

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年九月八日

岐

岐阜県知事 古 田

申請のあった年月日 平成二十七年七月三十一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あけばの会

の 氏 名 鵜飼 武彦

四 Ξ 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町一丁目五番地

定款に記載された目的 本法人は、精神障害者及びその家族の福祉向上のため 全ての人に対して、当事者の自立、 社会復帰、環境

の整備及び維持に関する事業を行い、 充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。 精神障害者福祉の

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エコ・テクル岐阜

請の

あった年月日

平成二十七年八月三日

代 の 氏 名 關谷 裕彦

四 Ξ 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 この法人は、未来に良好な環境を継承するために、物 岐阜県岐阜市則武西二丁目二十番十号

五

不適正処理や不法投棄の防止等を監視する実証モデルを 構築・運営し、また、災害等による環境への悪影響を防 品及び廃棄物についての情報の共有と公開する場を設け、

に寄与することを目的とする。

止・回復するような救助支援等を行い、地球環境の保全

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

申 請の あった年月日 平成二十七年八月十九日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人RSSバングラに愛の学校を

代 の 氏 森山 政紀

四 五 主 たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市切通三丁目一一番四号

定 |款に記載された目的 この法人は、バングラディシュ政府許認可団体「RS

主としてバングラディシュの子どもたちや青年に対して、 S」(Ridoy Samaj Kallyan Songstha) の活動に賛同し、

動を行い、両国の友好関係樹立に寄与することを目的と せて、日本におけるこれらの事業に関する普及・啓蒙活 学校の建設・維持・発展に関する事業の援助を行い、併

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年九月八日

公

報

岐阜県知事 古 田

特定非営利活動法人の名称 申請のあった年月日 特定非営利活動法人山と森お援け隊 平成二十七年八月十日

主たる事務所の所在地 氏 名 岐阜県高山市千島町九

岐

Ξ 四

五

阜

県

定款に記載された目的 地残材) 等の利用拡大や間伐の推進を通した森林の整備 に関する事業を行い、広く多数の人々・団体に対して、 この法人は、地域に密着しつつ、間伐材・放置材 **林**

里山や森林に対する意識の高揚を醸成すると共に、社会 球温暖化防止に寄与することを目的とする。 全体での森づくりの推進や資源循環型社会の構築及び地

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非 同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事

古

田

申 請の あった年月日 平成二十七年七月三十日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つくしん棒

代 の 氏 名 武

五 四 Ξ 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷一一〇五番地

定款に記載された目的 この法人は、自らが汗を流し大地を耕して自然環境を

を盛り上げ、郡上市の市民であることに誇りを持ち、活 郡上市民の発想から『言葉』を『形』に、今後の郡上市 えながら、町中の空き家を解消する。といった同世代の 守ること。町屋を観光客などに開放して本物の歴史を伝 寄与することを目的とする。 力あるふるさとをつくるための事業を行い地域活性化に

県営土地改良事業計画の決定

写しを次のとおり縦覧に供する。 県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田

(段洞下ため池)瑞浪1期地区	施行に係る地区名
瑞	縦
浪	覧
市	場
役	圽
所	所
同平成一	縦
七	覧
Oħ ···	期
九八 まか でら	間

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の